

政策研究大学院大学役員報酬規程

（平成16年4月1日）
16規程第1号

改正	平成17年4月1日17規程第2号	平成17年11月28日17規程第9号
	平成18年4月1日18規程第3号	平成18年6月26日18規程第8号
	平成19年6月21日19規程第11号	平成22年1月6日22規程第1号
	平成22年12月14日22規程第26号	平成23年6月28日23規程第14号
	平成24年4月1日24規程第5号	平成24年6月1日24規程第8号
	平成26年11月19日26規程第32号	平成26年11月19日26規程第33号
	平成28年1月26日28規程第1号	平成28年11月24日28規程第13号
	平成29年12月15日29規程第4号	平成30年11月30日30規程第17号
	令和元年11月22日令01規程第7号	

（目的）

第1条 この規程は、政策研究大学院大学の学長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬について定めることを目的とする。

（役員報酬）

第2条 役員報酬は、常勤の役員については、本給、地域手当、通勤手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

（報酬の支給）

第3条 役員報酬（期末特別手当を除く。）は、月の初日から末日までの分を当該月の20日に支給する。ただし、支給定日（以下この項において毎月20日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは支給定日の前々日（その日が休日に当たるときはその前日）に、支給定日が土曜日に当たるときは支給定日の前日に支給する。

2 期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日（以下この項において6月30日及び12月10日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは支給定日の前日に支給する。

（本給）

第4条 常勤の役員の本給月額、次のとおりとする。

学長 990,300円

理事 990,300円を限度として学長が決定する額

監事 726,400円を限度として学長が決定する額

（地域手当）

第5条 地域手当は、政策研究大学院大学教職員給与規程（平成16年16規程第3号。以下「給与規程」という。）に準じて常勤の役員に支給する。

（通勤手当）

第6条 通勤手当は、給与規程に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤の役員に支給する。

2 通勤手当は、給与規程に定める額とする。

3 前項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（期末特別手当）

第7条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらを「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給月額及び地域手当の月額並びに本給月額及び地域手当に100分の20の割合を乗じて得た額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場

合においては100分の180を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 箇 月	1 0 0 分 の 1 0 0
5 箇 月 以 上 6 箇 月 未 満	1 0 0 分 の 8 0
3 箇 月 以 上 5 箇 月 未 満	1 0 0 分 の 6 0
3 箇 月 未 満	1 0 0 分 の 3 0

- 3 教職員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）が学長、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるために退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における役員として引き続いた在職期間には、その者の教職員又は国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 第2項の規定による期末特別手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う評価の結果を参考にし、その者の業績に応じて、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

（非常勤役員手当）

第8条 非常勤役員手当の本給月額、次のとおりとする。

理事 200,000円を限度として学長が決定する額

監事 150,000円を限度として学長が決定する額

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合は、経営協議会の議を経て別にその額を決定することができる。

（月の中途で就任又は退職した場合の報酬）

第9条 月の初日以外の日において新たに就任した役員（非常勤役員を除く。以下本条及び次条において同じ。）に就任当月分の報酬（通勤手当及び期末特別手当を除く。以下同じ。）を支給する場合は、報酬の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を報酬の月額から控除する。

- 2 月の末日以外の日において退職した役員に対する退職当月分の報酬を支給する場合は、報酬の日額にその者が退職した日の翌日から月の末日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を報酬の月額から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の報酬は、当月分の報酬の全額を支給する。

（報酬の日額）

第10条 前条に規定する報酬の日額は、報酬の月額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額とする。

（報酬の支払方法）

第11条 役員は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員は、その報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員が報酬につき自己の預貯金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（端数処理）

第12条 この規程による計算において生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

（実施に関し必要な事項）

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に政策研究大学院大学に在職する職員が平成16年4月1日に常勤の役員となった場合、第7条第2項に規定する在職期間については、政策研究大学院大学の職員としての在職期間を含むものとする。

附 則（平成17年4月1日17規程第2号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月28日17規程第9号）

この規程は、平成17年12月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年4月1日18規程第3号）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月26日18規程第8号）

1 この規程は、平成18年6月26日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

2 平成18年4月1日の前日から引き続き本規程の適用を受ける役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる役員については、その者の任期が終了するまでの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

附 則（平成19年6月21日19規程第11号）

この規程は、平成19年6月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成22年1月6日22規程第1号）

この規程は、平成22年1月6日から施行し、平成21年12月1日から適用する。

附 則（平成22年12月14日22規程第26号）

1 この規程は、平成22年12月14日から施行し、平成22年12月1日から適用する。

2 平成22年12月に支給する期末特別手当については、第7条第2項の規定中「100分の155」とあるのは「100分の150」に読み替えて適用する。

附 則（平成23年6月28日23規程第14号）

この規程は、平成23年6月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年4月1日24規程第5号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月1日24規程第8号）

1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

2 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間、第4条の規定中「1,009,700円」とあるのは「911,000円」に、「740,400円」とあるのは「668,000円」に、第8条第1項の規定中「200,000円」とあるのは「180,460円」に、「150,000円」とあるのは「135,300円」に読み替えて適用する。

附 則（平成26年11月19日26規程第32号）

1 この規程は、平成26年11月19日から施行する。

2 平成26年12月に支給する期末特別手当については、第7条第2項の規定中「100分の162.5」とあるのは「100分の170」に読み替えて適用する。

附 則（平成26年11月19日26規程第33号）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年4月1日の前日から引き続き本規程の適用を受ける役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる役員については、その者の任期が終了するまでの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

附 則（平成28年1月26日28規程第1号）

この規程は、平成28年1月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年11月24日28規程第13号）

1 この規程は、平成28年11月24日から施行する。ただし、第3条の規定は平成29年1月1日から施行する。

2 平成28年12月に支給する期末特別手当については、第7条第2項の規定中「100分の170」とあるのは「100分の175」に読み替えて適用する。

附 則（平成29年12月15日29規程第4号）

1 この規程は、平成29年12月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 平成29年12月に支給する期末特別手当については、第7条第2項の規定中「100分の175」とあるのは「100分の180」に読み替えて適用する。

附 則（平成30年11月30日30規程第17号）

1 この規程は、平成30年11月30日から施行する。

2 平成30年12月に支給する期末特別手当については、第7条第2項の規定中「100分の177.5」とあるのは「100分の180」に読み替えて適用する。

附 則（令和元年11月22日令01規程第7号）

- 1 この規程は、令和元年11月22日から施行する。
- 2 令和元年12月に支給する期末特別手当については、第7条第2項の規定中「100分の180」とあるのは「100分の182.5」に読み替えて適用する。